

## 議案第23号

### 工事代金の未払に係る和解について

次のとおり平成16年度3・4・4号上町松並線（大工町工区）地先境界ブロック設置工事（以下「地先境界ブロック設置工事」という。）の工事代金の未払に係る和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 和解の相手方

鳥取市 企業

#### 2 和解の要旨

県は、地先境界ブロック設置工事の工事代金の未払金として、195,300円を和解の相手方に支払うものとする。

#### 3 事件の概要

平成16年度に実施した地先境界ブロック設置工事について、和解の相手方と所定の契約手続を行わないまま、担当者の口頭指示に基づき和解の相手方に当該工事を実施させた。

平成20年6月10日に和解の相手方からの請求により、工事代金が未払のままとなっていたことが判明し、同月13日に現地確認を行ったところ、当該工事は適正に実施されていたため、当該工事代金を県が支払うことで和解しようとするものである。